

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣に係る情報をお知らせします。

事業所名	株式会社セントラルサービス	伊勢崎営業所
事業所の所在地	〒372-0812 群馬県伊勢崎市連取町3062-1	(0270)40-5771

(1)労働者派遣実績

①派遣している労働者数	130	人
②派遣先の実数	35	件
③労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額 (全業務平均)	14,533	円
④派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額 (全業務平均)	9,579	円
⑤マージン率 ※(③-④)÷④ 小数点第2位以下を四捨五入	34.1	%

※マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・社会保険料 → 保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担
- ・有給休暇費用 → 有休を取得した際の賃金は派遣会社が負担
- ・その他経費 → 福利厚生費、募集広告費、教育費、システム維持費や人件費等事業運営に必要な経費

(2)教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績
①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育内容	教育方法	教育の実施主体の別	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実績時間
安全衛生用語集	座学	事業主	82	0.5
安全衛生について	座学	事業主	82	0.5

②その他の教育訓練

教育内容	教育方法	教育の実施主体の別	訓練費負担の状況	賃金支給の状況	1人当たりの平均実績時間
派遣社員教育資料	OFF-JT	事業主	無	有	1
派遣先入社時教育	OFF-JT	派遣先	無	有	4
派遣社員入社時作業訓練	OJT	派遣先	無	有	12

(3)法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間	2024年4月1日～2025年3月31日

(4)雇用安定措置を講じた人数

(人)

派遣先への直接雇用の依頼を講じた人数	1
新たな派遣先の提供を講じた人数	47
当社で派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数	0
その他の措置を講じた人数	0

(5)その他事項

安心して働いていただくために各種制度を整備しています。

- ・年次有給休暇制度
- ・産前産後休業・育児休業制度
- ・社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)
- ・社員登用制度
- ・労働者災害補償保険
- ・その他福利厚生制度(割引料金・優待価格で施設等の利用など)
- ・定期健康診断